

多治見市指定給水装置工事事業者新規・更新申請に係る提出書類一覧

	提出書類	法人	個人	備考
1	指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○	
2	給水装置工事主任技術者選任届出書	○	○	
3	機械器具調書	○	○	
4	誓約書	○	○	
5	代表者の住民票	—	○	
6	給水装置工事主任技術者の免状の写し	○	○	
7	定款の写し	○	—	原本証明・押印 必要
8	登記事項証明書	○	—	
9	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	○	○	<u>更新時のみ</u>

※ 1～4 は様式があります。

※ 更新申請以前に事業所の名称や役員、住所又は給水装置工事主任技術者の選任等に変更があった場合は変更の届出を提出し、受理の確認後手続きを行ってください。

■ 手数料について

- ・ 指定給水装置工事事業者の指定(1件につき) 5,000 円
- ・ 指定給水装置工事事業者の指定の更新(1件につき) 5,000 円

※ 申請時に上下水道課窓口にて納付をお願いします。